

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

妙高市は、国民年金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

妙高市長

公表日

平成31年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する業務
②事務の概要	<p>妙高市における国民年金業務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>(1)被保険者に関する事務 国民年金第1号被保険者又は、任意加入被保険者に関する届書等を受理し、日本年金機構へ進達する事務。</p> <p>①被保険者の資格に関する届書等の受理・審査・報告 ②被保険者の氏名・住所の変更及び死亡の届書の受理・報告 ③被保険資格記録の訂正報告 ④年金手帳の再交付申請書の受理</p> <p>(2)保険料に関する事務 国民年金保険料に関する申請書等を受理し、日本年金機構へ進達する事務。</p> <p>①付加保険料納付に関する申出の受理 ②障害年金受給及び生活保護受給による保険料免除理由該当に関する届書の受理 ③保険料免除及び納付猶予又は、学生納付特例に関する申請書の受理・審査・報告</p> <p>(3)給付に関する事務 受給権者からの給付に関する請求書等を受理し、日本年金機構へ進達する事務。</p> <p>①裁定、未支給、年金額改定、寡婦年金、死亡一時金の各請求書の受理 ②特別障害給付金に関する請求書等の受理・審査・報告 ③障害基礎年金受給者の所得状況届の受理・審査・報告 ④年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理・審査・報告 ⑤その他給付に関する届書等の受理</p> <p>その他上記に関連する事務</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

